

消費者契約法の見直しに関する意見

消費者庁消費者制度課 御中

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
常務理事 越智 政人
モバイルコンテンツ配信業
150-0011 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4 階
03-5468-5091
info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただき誠にありがとうございます。
以下のように意見を提出させていただきますので、何卒よろしく申し上げます。

その他

(総論意見)

当団体は、健全なモバイルコンテンツビジネスを促進する観点から団体の使命として以下のように表明しております。

「モバイルコンテンツ関連産業の健全な発展のため、消費者や関係団体等と円滑な関係を構築し社会との共存共栄を目指して、業界をサポートしていきます。」
そうした観点から、悪意ある事業者から消費者を保護するための法令の改正には賛成するとともに積極的にご協力させていただきます。

しかしながら、今般の改正案には、世の中の商取引の大多数に該当するという根拠に乏しい一部の個別事例に拘ることで、総合的に考量して判断すべき事象まで一律に無効とするような点があることを危惧しております。すべての個別事象を法令で定義しようとしても悪質な事業者のすべての行為を明記することは不可能であるだけでなく、消費者の自由な契約行為と健全な事業まで阻害される可能性もあります。法を改正することで社会的な不利益を創出することにならないように十分にご検討をいただきますようお願い致します。

以下個別の規定案について意見を提出させていただきます。

4. 不当条項の類型の追加関係について

(内容)

解除権または決定権限を事業者に付与する事項を無効とすることに反対します。

(理由)

当該消費者が後見開始等により解除することは、当該消費者の権利利益を守るために必要性がある場合が存在します。事業者の債務不履行に関しても事業者起因しない不可抗力によりやむをえない事情により履行が不可能である場合も存在します。一方で行き過ぎた解除権の行使については、様々な状況を総合考量した上で取り消しされるという判例もあることから、十分に法律の主旨に則った社会正義が履行されていると考えられるため、新たに類型の追加をする必要性がないものと考えます。

また、改正の理由として悪質事業者の潜脱を防止するということがあげられていますが、決定権限があったとしても最終的にどのように行使するかが問題であり、事業者が責任を否定しても実態的に8条各号に違反するのであれば潜脱することはできないと考えます。この点からも類型を追加する必要性はないものと考えます。

このように事業者に決定権限を付与する条項を不当条項として追加することは、必要性がないだけでなく消費者の権利利益を保護することや健全な事業を阻害することとなるため反対いたします。

3. 法第4条第3項関係 (1) について

(内容)

消費者を困惑させて契約をする行為は無効とすべきであると考えます。また現行規定が社会情勢にあわなくなっていることも理解します。その上で(1)の改正案に関しては、過度に健全な事業を阻害して消費者の利益に反することとなることが考えられるため反対するとともに再検討を求めます。

再検討にあたっては、類型の追加ではなく現行の類型規定の改正も検討すべきであると考えます。

(理由)

規定案(1)では、セキュリティビジネス等の健全な事業が阻害されて、消費者の利益が保護されないという事態を創出することが考えられます。

コンピュータウィルスをはじめ様々なリスクに対処するためのセキュリティ

ビジネスにおいては、当事者の具体的な被害が発生する可能性の如何を問わず一般的な状況から損害または危険の回避を喧伝する必要性があります。そもそもリスク一般は予見が難しく発生確率も不確実である一方で、発生すると甚大な被害をもたらすという特徴があります。そのため事業者は消費者にその危険性について警鐘を鳴らし消費者にとって不利益な事象が発生するリスクを減らすために、当事者の状況に拘らず強調して告げる必要があります。またこのように不確実性のある事項に関して、事業者に強調して告げたことの正当な理由の証明を求められても困難な場合があります。

2. 法第4条第2項関係について

(内容)

安易に故意と過失を同一視するような改正には反対します。

(理由)

改正理由となっている立証可能性に関しては、重大な過失を追加したとしても立証においては、故意と同様に様々な状況を総合考量して判断することとなるため立証可能性の点では差異はないと考えます。また故意の立証が困難であった事例において重大な過失で対処できるという事例も明らかになっていない中で、悪質な事業者の故意による行為でなく悪意のない健全な事業者の過失まで規制を拡げることは、健全な事業によって消費者が利益を享受することで、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する」という法の主旨にも反することとなると考えます。

また、相談員様へのアンケートからは、故意の判定が事業者の主観的な判断のみで決定されるとの誤解が考えられるため、手引等で故意の要件は、事業者の主観的な主張だけでなく様々な状況を客観的合理的に総合考量して判断されるものであるとの正しい理解を広めることで相談員皆様の日々の業務をサポートするような活動を促進することも有効かと考えます。